

令和2年3月2日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

地域偏在解消誘客促進事業（プロモーション）  
に係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしました。つきましては、次のとおり企画提案説明を実施しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名 地域偏在解消誘客促進事業（プロモーション）
- 2 事業目的 道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し道内観光情報告知、PRを実施し北海道への誘客拡大と地域偏在解消を図る。
- 3 実施期間 令和2年4月～令和3年3月

4 企画提案説明会

※コロナウイルスの影響により、集合形式での開催は行わない事とします。

ただし、下記内容にて、個別実施致とします。

(1) 個別説明会実施について

令和2年3月3日（火）9：00～3月5日（木）15：00の期間

下記担当に事業説明の希望日時を連絡し日程調整下さい。事業説明は、当機構内又は、電話での対応、質問も受け付けます。

対面での事業説明を希望される場合の場所は下記となります

場 所 （公社）北海道観光振興機構

（札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階）

※事業説明を希望される場合は、電子メールにて令和3年3月4日（水）12：00までにお知らせ願います。（3月4日（水）以前の事業説明も可能です）

<メール送信先>：国内誘客部 伊藤、伴（ばん）の2名に電子メールでお送り下さい。

E-mail : [m\\_ito@visithkd.or.jp](mailto:m_ito@visithkd.or.jp) [h\\_ban@visithkd.or.jp](mailto:h_ban@visithkd.or.jp)

以上

担当：誘客推進本部  
国内誘客部 伊藤・伴（ばん）  
電話：011-231-5881  
E-mail：[m\\_ito@visithkd.or.jp](mailto:m_ito@visithkd.or.jp) [h\\_bano@visithkd.or.jp](mailto:h_bano@visithkd.or.jp)

## 地域偏在解消誘客促進事業（プロモーション）

### 企画提案指示書

#### 1 委託事業名

地域偏在解消誘客促進事業（プロモーション）

#### 2 事業目的

道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し道内観光情報告知、PR を実施し北海道への誘客拡大と地域偏在解消を図る。

#### 3 実施期間

令和2年4月～令和3年3月

#### 4 委託業務及び見積依頼内容

- (1) 道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し誘客拡大と地域偏在解消を図る為、道内観光情報発信、PR の実施と、フェリー利用促進の為の発信、PR を実施すること（企画、運営）。

また、道内観光情報発信等の告知、PR は、当機構の「Gooday 北海道」を基本コンセプトとして設定すること。

##### ① 連携する交通事業者

道内と道外を結ぶ交通網を持つ交通事業者である日本航空（北海道エアシステム）、全日本空輸、東日本旅客鉄道（北海道旅客鉄道）、AIRDO、スカイマーク、フジドリームエアラインズ、ピーチ、ジェットスタージャパン。

##### ② 連携する対象交通事業者（航空・鉄道）の条件

- ・航空、鉄道に関しては、機内誌、車内誌での PR を必須条件とし、その上で、他の媒体や TV、雑誌等での北海道観光情報発信は対象とする。
- ・媒体等の調整にあたり、当機構、当事業の受託会社と調整、協議等が円滑に行えない交通事業者は対象外とする。（例、札幌に事務所、営業所がなく詳細なやり取りが不可能と思われる場合等）
- ・交通事業者が拒否した場合は対象外とする。
- ・告知、PR については北海道観光情報の発信であり、自社の路線、運賃の告知、PR は対象外とする。

### ③ フェリーの利用促進

フェリー事業者に対しては、船内誌を発行している事業者が少ないことから、事業者毎ではなく、当機構のホームページを活用し道内発着フェリーの利用促進につながる観光情報等を取りまとめて発信を行うこと。また、各交通事業者、ターミナル等のホームページや印刷物に利用可能なカセットも作成すること。

- ④ 媒体（交通事業者）への支払額の合計は、34,000千円程度とし支払額は当機構と協議すること。（最大限の費用対効果を選択する為、媒体利用割合は機内誌、車内誌の購読者数を参考に当機構で判断する）
- ⑤ 各交通事業者の媒体等を活用し広告宣伝・PRにて発信、掲載する北海道の観光情報は、地域偏在解消につながるものとし、当機構の指定する観光素材とする。
- ⑥ 広告効果については、交通事業者と連携した広告効果を金額換算したデータを企画書に明記すること。

### (2) 交通事業者と連携した道内空港利用促進プロモーション、キャンペーン

道外からの誘客拡大を前提に地域偏在解消も含むプロモーション、キャンペーンを実施すること（企画・運営）。

- ① 道内と道外結ぶ路線のある航空会社と道内空港と連携した、プロモーション、キャンペーンにすること
- ② プロモーション、キャンペーンを実施するにあたり、新千歳空港でのプロモーションを実施すること。
- ③ プロモーション、キャンペーンは、上記以外の場所、媒体でも広く告知すること。

### (3) 北海道観光ポスターの印刷と掲出

- ① 当機構からデータ提供するデザインを基にポスターを印刷し全国のJR主要6社の駅に掲出すること。
- ② JR駅用に、B1判5枚1組を1,100組（紙質：アート135Kg）印刷し掲出の調整を行うこと。また、掲出の為の張替え作業費（JR各社が作業）の550千円程度を含めること

### (4) 作成したWEBページ等のデータの保管場所について

作成したWEBページ等については、当機構が指定するレンタルサーバーに保管すること。保管する為の費用は別途必要となる事から、見積もりに含めること。

### (5) 事業実施報告書の提出

以下の内容で実施すること

事業終了後、本事業の実施結果と成果に関するものを取りまとめの上、報告書として提出すること。

## 5 企画提案しようとする者に必要な資格

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員

## 6 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

## 7 予算上限額 49、968千円（消費税10%を含む）

ただし本事業は、公益社団法人北海道観光振興機構理事会での令和 2 年度事業予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務のないよう及び予算上限額について、変更する場合または事業が中止になる場合があります。その場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがあります。また、新型コロナウイルスの影響によっては、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があります。

## 8 選定規準について

### (1) 事業者の選定方法

プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

### (2) 選定基準

#### ① 業務遂行能力

北海道観光のプロモーションに精通しており、業務を遂行するにあたっては、関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、業務内容に対応した実施体制が確保されるなど、事業の遂行の能力があるか。

② 企画提案の目的適合性

交通事業者等とのタイアップなどによる広告媒体を最大限活用する提案になっているか。

③ 実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

④ 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9 選定後について

(1) 審査結果通知

選定後、企画提案のあった事業者には、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

(2) 執行確認

事業費（委託料）は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

10 留意事項

(1) 本事業については、予算の関係上、全部又は一部を実施しないことがある。

(2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

(3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

11 事業説明

(1) 日時：令和2年3月3日（火）9：00～3月5日（木） 15：00

(2) 電話もしくは、対面

対面の場合の場所は、札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル

公益社団法人北海道観光振興機構

12 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

(1) 記載事項：会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）

※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報

(2) 提出期限：令和2年3月9日（月）12時まで（メールで表明）

13 企画提案書の提出

(1) 提出期限：令和2年3月23日（木）15：00必着

(2) 提出場所：公益社団法人北海道観光振興機構

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F

担当：誘客推進本部 国内誘客部 伊藤・伴（ばん）

(3) 提出部数：企画提案書〔A4判〕7部、見積書 7部

※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名でお願いします。

#### 1.4 スケジュール

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 公示        | 3月 2日 (月) 16:00頃         |
| (2) 当事業への参加表明 | 3月 9日 (月) 12時まで (メールで表明) |
| (3) 企画提案書提出   | 3月23日 (月) 15時必着          |
| (4) 審査会       | 3月30日 (月) 15時00分 (予定)    |
| (5) 結果通知      | 3月31日 (火) 予定             |

#### 1.5 事業の問合せ先

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部 伊藤・伴（ばん）

TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064

E-mail：m\_ito@visithkd.or.jp h\_ban@visithkd.or.jp